（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成二十年厚生労働省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第一項第一号ホをチとし、同号ヘ中「イからホまで」を「イからヘまで」とし、へをトとし、ホの次に次を加える。

ヘ　配偶者支援金

（社会保険診療報酬請求書審査委員会及び社会保険診療報酬請求書特別審査委員会規程等の一部改正）

第三条　次に掲げる省令の規定中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（」に改める。

一　社会保険診療報酬請求書審査委員会及び社会保険診療報酬請求書特別審査委員会規程（昭和二十三年厚生省令第五十六号）第四条

二　予防接種法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十六号）第九条の二第四号

三　薬剤師法施行規則（昭和三十六年厚生省令第五号）第十三条第二号ロ

四　雇用対策法施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）第二条第二項第八号の三

五　雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第百十条第二項第一号イ(7)

六　障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和五十年厚生省令第三十四号）第一条第八号

七　療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和五十一年厚生省令第三十六号）第一条第一項第四号

八　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二十号）第一条第二項第二号

九　訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（平成四年厚生省令第五号）第一条第四号

十　介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令（平成十二年厚生省令第二十号）第一条第二項第一号

十一　厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）第六十二条第二項第二号

十二　独立行政法人国立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十六年厚生労働省令第七十七号）第二十条第一項第五号

十三　独立行政法人労働者健康福祉機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十六年厚生労働省令第五十六号）第二十条第一項第二号

十四　独立行政法人地域医療機能推進機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十七年厚生労働省令第百四十五号）第二十条第一項第四号

十五　新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行規則（平成二十一年厚生労働省令第百五十三号）第五条の二第四号

十六　高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成二十二年厚生労働省令第三十八号）第十八条第一項第三号

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十六年十月一日から施行する。

（支援給付の実施に関する経過措置）

第二条　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百六号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされた法第十四条第一項の支援給付を受けている配偶者に係る中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則（平成六年厚生省令第六十三号。以下「施行規則」という。）第十八条の二から第十八条の六までの規定の適用については、なお従前の例による。

（平成二十五年改正法附則第二条第三項に規定する厚生労働省令で定める額等）

第三条　平成二十五年改正法附則第二条第三項に規定する厚生労働省令で定める額は、次のとおりとする。

一　当該配偶者（当該世帯に当該配偶者以外の配偶者であった者があるとき（当該世帯に属する前にあっては継続してその配偶者であった者が中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「法」という。）第十四条第三項の規定により同条第一項の支援給付を受けることとなる配偶者であり、当該世帯に属する間にあっては継続して当該配偶者又はその配偶者であった者が同条第三項の規定により同条第一項の支援給付を受け、かつ、その配偶者であった者が婚姻をしていない場合その他これに類する場合に限る。）は、当該配偶者であった者を含む。以下この項において同じ。）に係る次に掲げる額

イ　当該配偶者の配偶者であった特定中国残留邦人等に係る施行規則第十八条の二第一項第一号イ又はロに掲げるものとされていたものであって、当該配偶者が支払を受けるもの

ロ　当該配偶者の事業に基づいて得られる収入の月額に係る必要経費の額に相当する額

ハ　ロに掲げる額以外の当該配偶者の勤労収入等の額（その額が一万五千円を上回るときは、一万五千円）

ニ　当該配偶者の収入の月額に相当する額のうち、当該配偶者又は次号に規定する配偶者であった者（以下この項において「当該配偶者等」という。）を養育した者であって中国等の地域に居住しているものの訪問、中国等の地域における墓参り等のための当該配偶者等の渡航費に充てるため支払を受け、かつ、当該渡航費に充てられるもの

ホ　当該配偶者の勤労収入等の額以外の当該配偶者の収入の月額に相当する額のうち、保護の程度の決定において収入の額と認定されないもの

ヘ　イからホまでに掲げる額以外の当該配偶者の収入（給付金を除く。）の月額の十分の三に相当する額

ト　ロに掲げる額以外の当該配偶者の勤労収入等の額が一万五千円を上回るときは、当該配偶者の勤労に基づいて得られる収入の月額に係る必要経費の額に相当する額

二　当該世帯に配偶者であった者があるとき（当該世帯に属する前にあっては継続してその配偶者であった者が中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十七号）附則第四条第一項の規定により同項の支援給付を受けることとなる配偶者であり、当該世帯に属する間にあっては継続して当該配偶者が法第十四条第三項の規定により同項の支援給付を受け、かつ、その配偶者であった者が婚姻をしていない場合その他これに類する場合に限る。）は、当該配偶者であった者に係る次に掲げる額

イ　当該配偶者であった特定中国残留邦人等に係る施行規則第十八条の二第一項第一号イ又はロに掲げるものとされていたものであって、当該配偶者であった者が支払を受けるもの

ロ　当該配偶者であった者の事業に基づいて得られる収入の月額に係る必要経費の額に相当する額

ハ　ロに掲げる額以外の当該配偶者であった者の勤労収入等の額（その額が一万五千円を上回るときは、一万五千円）